



調査対象法人は、郊外の複数都市に多店舗のいわゆるピンクサロンを経営する法人で、風評等によると活況を呈しています。

広域にわたる店舗展開のため、所轄の関係各署等と事前の協議を行い、基幹署を本部とした調査一元化による広域調査を行うことになりました。

多店舗の風俗店を経営する法人の調査

事前準備として次のような情報収集を行っています。

まずインターネットから、調査対象法人が経営する風俗店のホームページを把握し、営業内容が申告上に反映されているか検討しました。

店舗数や実質経営者の存在を確認するため、許認可関係に絡む保健所や警察署等から情報を得るとともに、水道局やN・T・T、電力会社等にも照会し、まずは外堀から埋めていきました。

さらに調査官は客として店舗に入店し、ホステスから客の入りやピンクサロンのシステム等を聞き出したところ、申告をしている店舗の他に数店、簿外店舗の存在が分かってきたのです。

具体的には、申告書の地代家賃内訳書には5店舗の支払いがありますが、ホームページ上や水道光熱費の支払先では7店舗となっており、また、ホステスから聞き出した情報も7店舗ですが、簿外店舗が存在することは確定的ですが、経理等を行っている総括事務所の所在が分かりません。

それでは事務所のある地をどのように把握するのでしょうか？
そうです、ここで電力会社や水道局の情報が役に立つのです。

水道光熱費の請求先が常識的にはほぼ事務所と考えてよいと思われれますので、調査官は念のため現地での人の出入り等を確認し、当たりを付けたところで基幹署に状況を集約します。

基幹署では全体像が把握できたので、代表者を確保して了解を取り、各店舗の実質経営者を集めてもらった上で事務所及び店舗、代表者宅に一斉に現況調査を実施しました。

売上管理表等のパソコンデータを確認し、保存されていた数か月間の売上関係データや原資記録から、2店舗分の売上が申告書に反映されていないことが確認できたので、代表者及び実質経営者を厳しく追及したところ、次の説明がなされました。

この商売は浮き沈みが激しいので、もうかつているときに裏資金を確保する必要があったこと、また、風俗店のある歓楽街には暴力団がつきもので、「みかじめ料」もかなりの高額となるので表

金からは出せなかったこと。それで除外した資金から工面をしていたことを認めました。

さらに、代表者の居宅からはパソコンの保存データの中に過去の売上管理記録が残されていたので、これにより不正経理の全容が把握されました。

各税務署、または各国税局にまたがる店舗展開を行っている業種については、今後も広域調査により実態把握を進めていくことになるようです。



イラスト 渡辺 正義